

日バス協業第257号  
令和4年8月4日

各バス協会会長 殿

公益社団法人 日本バス協会  
会長 清水一郎

「高速乗合バスの管理の受委託について」及び「高速バスの管理の受委託  
について」の細部取扱について」の一部改正について

平素より当協会の運営につきましては、格別なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
標記につきましては、今般、国土交通省自動局長より「高速乗合バスの管理の受委託につ  
いて」の一部改正についての通知があり、続いて、国土交通省自動車局安全政策課課  
長、旅客課長及び整備課長より「高速バスの管理の受委託について」の細部取扱につい  
て」の一部改正について通知がありました。貴協会におかれましても、その旨了知されると  
ともに、貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

#### 【改正概要】

- ① 「委託の範囲」基準において、「1日当たり」に関する規定を削除。
- ② 貸切バス事業者を受託者となる場合において、新規に許可する場合を除き、委託期  
間を「原則5年間」とする。
- ③ 貸切バス事業者を受託者となる場合において、委託者が行う受託者の法令順守状況  
等の確認結果について、毎年、国に報告すること。
- ④ その他所要の見直しを行う。

担当:業務部 山本・松浦

TEL:03-3216-4014